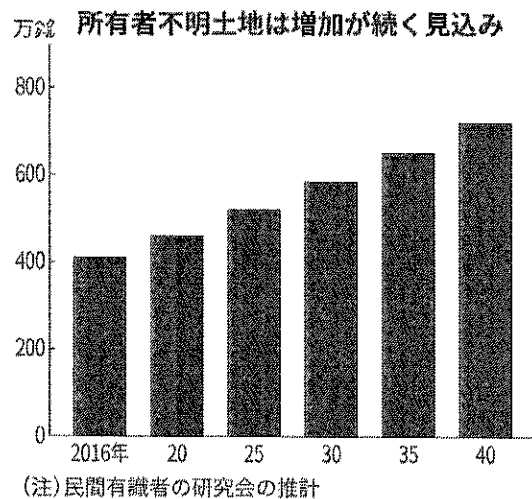


所有者不明土地法が成立

所有者が分からない土地の有効活用を促進させるための法案として、所有者土地不明法が成立しました。これにより 2024 年をめぐりに土地や建物の相続を知った日から 3 年以内に登記することが義務づけられ、相続から 3 年以内に申請しなければ、10 万円以下の過料が科せられます。また、相続登記の手続きも簡素化し、管理が難しいような土地の場合は国庫に納められるようになります。

所有者不明土地の概要

登記簿などで所有者がすぐに分からなかったり、判明しても連絡がつかなかったりする土地と定義します。このような土地が 2016 年時点で、九州を上回るほど存在しており、民間有識者の研究会の推計によると、下記の推移のように今後も増え続けると予想されています。所有者不明土地が増加することによる影響としては、所有者が分からないために、公共事業や民間事業を行う際に土地を有効的に利用できなくなり、私たちの生活の質の低下に繋がりがねないと考えます。また、固定資産税の滞納の問題も顕在しており、今後も改善が見られなければ、財政を逼迫する恐れもあります。



※日本経済新聞「所有者不明土地とは 相続登記せず...九州本島上回る規模」引用

まとめ

岡山の実情としても、所有者不明土地は数多く見られ、手入れが施されていない土地や空家が市内中心部にも存在しています。このような不動産の流通を促進させることで、公共事業や民間事業を行いやすくなり、最終的には私たちの生活の質の向上に繋がると考えます。弊社では、不動産の売買をはじめ、相続した不動産のコンサルティングも行っておりますので、まずはお気軽にお問い合わせください。

※日経新聞「相続登記の義務化、24 年めぐり 所有者不明土地法が成立」参照